

令和5年10月 農業委員会総会

令和5年10月25日(水) 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和5年10月の農業委員会総会を開催します。」

「本日は、8番〇〇委員・9番〇〇委員2名が欠席です。委員12名中10名出席ですので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいております。」

「それでは、開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、10月の行事及び11月の予定についてご報告いたします。(各報告)」
「次回現地調査日ですが、当日9時から課長会議が入っており事務局側の時間調整が難しいため11月20日13時30分から、総会開催日を25日が土曜日のため11月27日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を11月20日13時30分から、総会開催日を11月27日といたします。」

<p>会長</p>	<p>「次回の調査委員は ○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくお願ひします。」</p> <p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を○○委員、○○委員にお願ひいたします。」</p> <p>「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願ひします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項 2 番 農地転用許可不要案件届出書について (詳細説明)</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き議案第 1 6 号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願ひします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第 1 6 号について説明します。」</p> <p>「総会資料 2 8 ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ 2 9 ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第 1 6 号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」</p> <p>「質疑なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第 1 6 号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」</p>

全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第16号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」</p> <p>それでは、引き続き議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>「議案第17号について説明します。」</p> <p>「総会資料32ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ33ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「農地法第3条第2項各号には該当しなしたため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第17号 農地法第3条の許可申請については、所有権移転を伴いますので、調査委員、地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」</p> <p>「それでは、調査委員(〇〇委員)より説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「10番 〇〇です。農地法3条の申請について現地調査を行いましたので、調査結果を報告します。10月20日私、〇〇委員、〇〇委員、地元委員の〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名及び行政書士 〇〇さん立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇郷〇〇手前の100m〇〇駅方面に向かって左側になります。譲渡人は〇〇郷在住 会社員〇〇さん、譲受人は〇〇郷在住 〇〇の〇〇さんです。〇〇さんの自宅は当該農地の上になります。」</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>自宅に隣接する農地を取得して家庭菜園として耕作するために所有権移転をしたいとのことでした。〇〇さんは、家庭菜園歴が20年あり、現在も耕作されていて、ネギ・さつまいも・いちじくなどを作付けされてありました。そして、ほぼ全ての農地を利用されており、周辺地は農地はなく宅地で、農地の権利取得後の営農計画書もたてておられるので、家庭菜園として耕作されるのは問題ない。と思います。また、当該農地は傾斜地になっておりますが、下に排水溝が道沿いに設置してあり雨水はそこに流れるので特に問題ない。と思います。説明不足がありましたら、地元委員さんよろしくお願ひします。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）からの説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「3番〇〇です。農地法第3条の許可申請があり、現地調査を行いました。譲渡人の〇〇さんは、譲受人の〇〇さんに貸付をされており、開墾されて農地として利用されています。面積は〇〇㎡で、以前はほとんど耕作されていませんでしたが、現在は、さつまいも、にんじん等作付けされており、その脇には境界があり水が流れるようになっており特に問題ない。と思います。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）からの意見をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「14番 推進委員の〇〇です。内容は調査委員、地元委員からの説明があったとおりです。所有権移転で土地が変わることはないので、特に問題ない。と思います」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、ただいまから審議を行います。」</p> <p>「これより議案第17号 農地法第3条の許可申請について、質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
<p></p>	<p>「質疑なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第17号 農地法第3条について許可することにご異議ございませんか。」</p>

全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第17号 農地法第3条の許可申請について許可することに決定します。」</p> <p>「それでは、引き続き議案第18号 農地法第5条の規定による5条1番、2番、3番、4番について審議を行います。事務局より1番から説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>「議案第18号について説明します。」</p> <p>「別冊総会資料1ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読)</p> <p>「次のページ2ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p> <p>「以上です。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第18号 農地法第5条1番の事案について、調査委員より説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員(〇〇委員)から説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「10番 〇〇です。農地法5条申請に伴い現地調査を行いましたので、調査結果を報告します。10月20日私、〇〇委員、〇〇委員、事務局2名立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇郷〇〇より100m〇〇方面に向かって右側になります。申請内容は、既存の資材置場ではスペースが狭く、新たに資材置場を</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>必要とするために申請されました。当該地の現況は畑となっておりますが、現在は耕作されておりません。新たな資材置場ですが、当該地の手前にコンクリートがありますが、平成〇〇年〇月〇〇日に非農地通知は発せられておりますが、建物は少しそこにかかるよう建てられる計画です。雨水は、前の道路の側溝に排水されるため水田に行くことはないので、問題ない。と思います。またこの地区の農地は主に水田であります。当該地の南東には自己所有の水田がありますが、今年は耕作されておりませんでした。その先には水田は耕作されておりましたが、南東側方面にあたるため日照等も確保されており特別な問題はない。と思います。以上です。説明不足がありましたら、地元委員さんがいらっしゃらないので、隣接地域の委員さんよろしければお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「地元委員からの説明となりますが、欠席されておりますので、この案件については、調査委員の説明のみとなりますが。」</p> <p>「道端でもあり、人通りもあるので、場所も位置関係も問題ないと思いますが、特に問題ありませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「特に問題がないようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第18号 5条1番の許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第18号 農地法第5条1番の許可申請については許可相当として進達することに決定します。」</p> <p>「引き続き議案第18号 5条2番の許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第18号 5条2番について説明します。」</p>

<p>事務局</p>	<p>「資料 2 2 ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 1 種農地、第 3 種農地にも該当しない第 2 種農地と判断されます。」</p> <p>「以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第 1 8 号 農地法第 5 条 2 番の事案について、調査委員より説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員 (〇〇委員) から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「6 番 〇〇です。1 0 月 2 0 日〇〇委員、〇〇委員、事務局 2 名、地元委員の〇〇委員、〇〇推進委員、行政書士の〇〇さん立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇に向かって〇〇小学校手前 100m ほどの県道右側〇〇の近くです。申請地の状況は、休耕地です。転用計画の妥当性ですが、休耕地のままにしておくより転用して活用した方がいいと思われます。転用した場合の申請地周辺ですが、正面は県道、側面左側は農道への進入路で周辺への影響は問題ないと思います。また、裏側に 4 ~ 5 m 上に住宅がありますが、今回の申請地は住宅の北側にあるので、日当たり等は問題ない。と思います。〇〇近くの国道添いで長年利用されていたガスボンベ保管倉庫が、老朽化し敷地一部が店舗となり積み下ろし等が困難であった為転用は適用であると思います。説明が不足する場合は、地元委員をお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員 (〇〇委員) からの説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「3 番 〇〇です。対象農地の〇〇は水田であります。水田の周辺は 20 cm の段差がありそこを埋めると水平になりその横に直角に道がありそこに車の出し入れをすること。申請地はそのままの現状で利用されるとのこと。雨水排水の水路の放流ですが、溝</p>

〇〇委員	が掘ってあり特に問題ない。と思います。」
会長	「続いて、地元推進委員（〇〇委員）から意見ををお願いします。」
〇〇委員	「14番 〇〇です。今説明がありましたが、現地を見ると奥が畑、手前は水田、その間に道があって、その前が水田になっております。水田だったところは水をおとすようになっていてそこに水や排水関係はおとされるのではないかと行政書士より説明がありました。ガスボンベの保管倉庫を建てられるということですが、日照時間もおさえてあるみたいですので、特に問題ない。と思います。車両入口が狭かったので気になりましたが、行政書士さんから4トン車は入ると説明がありました。また、被害防除計画も立てられているので、特に問題ない。と思います。」
会長	「これについて、他に意見ありませんか。」
〇〇委員	「面積に対して、金額がどうかなあと思ったのですが、早急に必要ということで申請があったと判断します。」
会長	「他にありませんか。」 「質疑なし」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。」 「議案第18号 5条2番の許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第18号 農地法第5条2番の許可申請については許可相当として進達することに決定します。」 「引き続き議案第18号 5条3番及び4番の許可申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」

<p>事務局</p>	<p>「議案第18号 5条3番及び4番ですが、譲受人が異なりますので、それぞれ申請書の提出がっておりますが、対象農地が一体化されておりますので、続けて説明します。」</p> <p>「先に3番を説明します。資料38ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「引き続き4番を説明します。資料64ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。なお、5条3番の案件については、農地の転用面積が3,000㎡を超えているため、諮問案件になり、県農業会議で行われる諮問委員会に提出することになります。」</p> <p>「以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第18号 農地法第5条3番及び4番の事案について、調査委員より説明をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員(〇〇委員)から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「2番 〇〇です。10月20日〇〇委員、〇〇委員、地元推進委員の〇〇委員、事務局2名、行政書士 〇〇さん、設計士立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇ガードレールをくぐって〇〇の方に進み右側が水田、左側の休耕地になっているところです。昔は湿田だったようですが、今は埋め立てがされているのか高低差がかなりあるため削ったりされるのかなあとと思います。転用した場合には、周辺は住宅地で、水田は道路を隔てた反対側にありますので、水田には悪い影響はない。と思われれます。排水は、横に川が流れているので、そこに流されるとのことです。」</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>説明が不足する場合は、地元委員にお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、私が地元委員ですので、説明をします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「当日、所用で欠席しておりましたので、普段からみていることを申し上げます。この農地は。最初は土地改良して畑にすると聞いていました。畑にするのにも表土扱いをせずにいきなり埋め立てていたのも、もしかしたら転用されるかも。と思っていたところです。今年の2月頃から不動産会社の管理地となったみたいで表札が出ました。周りの水田（畑）からも草が伸びていたため、周囲の方からは、特に海岸道路に面したところについては草刈りを・・・と苦情が出ており、管理会社に連絡して対応してもらっておりました。「潟開」の字名ですが、海岸の方はほとんど昔の潟です。かなり自然状態で埋まっているところで、地盤は弱いのですが、整備して基礎をしっかりとすれば宅地にしても住宅地でもあるので、優良なる建物になるかなあ。と思います。特に〇〇さんについては、早くから転用したい。と言われていましたが、〇〇さんと〇〇さんについては、〇〇さんの水田を宅地にされると自分達の水田も耕作出来なくなるため一緒に便乗され売却されると聞いております。特に一番下の海岸に近いところは、水口の方が川の水位とほぼ同じなので、非常に高い水口を作らないと、満潮の時に海水が流れ込む。あるいは雨の時に排水ができない。という条件が悪いところでしたので、転用申請が出て本人達にとっては都合がよかったのかなあ。と思います。この案件については、私は特に問題ない。と思います。ちなみに道路北側の水田については私が耕作をしておりますが、上の方は、常習干ばつで、東側の川から浄水で1作あたり5～6回水を用水しないと耕作できない状況で、悪影響は受けない。と思います。以上です。」</p> <p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）から意見をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「18番 〇〇です。ただいま調査委員、地元委員が詳しく説明されましたので、農業関係では特に問題ない。と思いますが、1つ気になったのが、小さい川があるのですが、大雨の時にどうなるのかなあ。と思いましたが、〇〇委員よりさきほど説明がありましたが、2年前の水害の時も被害なかった。という話だったので、</p>

〇〇委員	この条件であれば大丈夫だと思います。以上です。」
会長	「説明があったように2年前の大雨のときも冠水することはないです。東側の〇〇川にも上げ下げする転倒堰を技術係に作ってもらい大雨の時には水の量によって倒れますので、特に水はあふれることはないと思います。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
〇〇委員	「3番と4番の土地購入費ですが、〇〇㎡で〇〇万円、〇〇㎡で〇〇万円で大分違うと思いますが・・・」
委員	「条件が違うのでは。」
〇〇委員	「わかりました。」
会長	「いずれにしても売る所有者が了解しているので、これについては、何もいえない。と思います。」
	「他にありませんか。」
	「質疑など無いようですので、採決に移ります。」
	「議案第18号 5条3番及び4番の許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第18号 農地法第5条3番及び4番の許可申請については許可相当として進達することに決定します。」
	「以上で議案の審議を終了しました。」
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・全国農業新聞の購読について ・活動記録簿の記入について 等

会長

「以上をもちまして令和5年10月の農業委員会総会を終了いたします。」

議事録署名人

会長

議事録署名人

議事録署名人